

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	物価高騰対応低所得世帯給付金事業の実施に関する事務
②事務の概要	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(令和6年度の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯)に対し、1世帯あたり10万円の給付金支給を実施するための基礎となる情報の管理に関する事務 【概要】 本給付金に係る支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。 【事務処理】 令和6年6月3日において、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、次のア又はイに該当する世帯の世帯主に対し支援金を支給する。ただし、ウに該当する給付金の支給対象者を除く。 ア 令和6年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯 イ 令和6年度分の市町村民税所得割が非課税である世帯 ウ 令和5年度に実施した松本市物価高騰対応低所得世帯給付金(10万円)又は松本市価格高騰低所得世帯重点支援給付金(追加支給分)(7万円)
③システムの名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

物価高騰対応低所得世帯給付金ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第100項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第73条 ・「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和3年法律第38号)第10条(「特定公的給付」に指定)
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○情報照会 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法別表 第135の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・「デフレ完全脱却のための総合経済対策に基づく令和六年度物価高騰対策給付金等に係る特定公的給付への包括指定について」(令和6年2月16日付事務連絡) ○情報提供 なし

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 福祉政策課
②所属長の役職名	福祉政策課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部 福祉政策課 〒390-8620 松本市丸の内3番7号 電話 0263-34-3227
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 福祉政策課 〒390-8620 松本市丸の内3番7号 電話 0263-34-3227

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない